

坂本学区地区防災計画



平成29年2月
坂本学区自治連合会

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

大津市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「地区防災計画作成の手引き」を定められました。これに基づき坂本学区自治連合会では、本学区の地区防災計画を作成しました。

～ 目 次 ～

1	計画の対象地区の範囲 P3
2	基本的な考え方 P3
	（1）基本方針	
	（2）活動目標	
	（3）長期的な活動計画	
3	地区の特性 P4
	（1）自然特性	
	（2）社会特性	
	（3）防災マップ	
4	防災活動の内容 P6
	（1）防災活動の体制（班編成）	
	（2）平常時の活動・事前の対策	
	（3）発災直前の活動	
	（4）災害時の活動	
	（5）復旧・復興期の活動	
	（6）市、消防、他団体、ボランティア等との連携	
5	実践と検証 P8
	（1）防災訓練の実施・検証	
	（2）防災意識の普及啓発	
	（3）計画の見直し	
6	参考資料 P9

1 計画の対象地区の範囲

ここでは地区防災計画を作成する地区の対象範囲を定めます。本地区の対象範囲は次の通りです。

(1) 対象範囲

坂本学区（坂本1区自治会、坂本2区自治会、坂本3区自治会、坂本4区自治会、坂本5区自治会、坂本6区自治会、坂本7区自治会、坂本8区自治会、坂本9区自治会、坂本10区自治会、坂本11区自治会、坂本12区自治会、坂本13区自治会）

(2) 範囲地図

別表1

2 基本的な考え方

各地域における災害特性を分析した上で災害に対してどのような目標を持って対処していくかを定めます。坂本地区にあった方針及び目標を記載しました。

(1) 基本方針

- ・ 平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持、活性化する。
- ・ 平時から地域に暮らす住民一人ひとりが防災活動をはじめとして協力するとともに、関係する団体と地域と一体となって、連携体制を構築する。

(2) 活動目標

- ・ 地域が中心となって地域防災力を高め、自助、共助、公助の力を合わせて、災害時の死者ゼロ、行方不明者ゼロを目指す。
- ・ 地震による犠牲者を無くすために家具の転倒防止を全世帯で実施する。

(3) 長期的な活動計画

- ・自主防災会への多くの住民に加入を促進する。

3 地区の特性

(1) 自然特性

- ・坂本地区は山地と平地からなり、居住地域は平地部で家屋等が多い地域である。山地部（坂本本町）は、比叡山延暦寺はじめ多くの寺社と山林からなる地域である。平地、山地部には、土砂災害警戒区域が存在し、豪雨などの場合には土砂災害発生に警戒が必要である。

- ・災害発生予測場所における町丁名一覧；別紙

災害種類	町丁名
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	
浸水想定区域	
急傾斜地崩壊危険箇所	
土石流危険渓流	

(2) 社会特性

- ・坂本学区の人口は、4483世帯、10047人で、男性4795人、女性5252人である。道路の状況は、一般国道は高架の161号線とその側道が南北に走っている。鉄道の状況は、JR湖西線比叡山坂本駅があり一日平均乗降者数は〇〇万人となっている。また京津線坂本駅（平均乗降者数は〇〇人）、松野馬場駅（平均乗降者数は〇〇人）がある。

当学区内には、坂本小学校、比叡山中学校、比叡山高等学校、他幼稚園が2園ある。

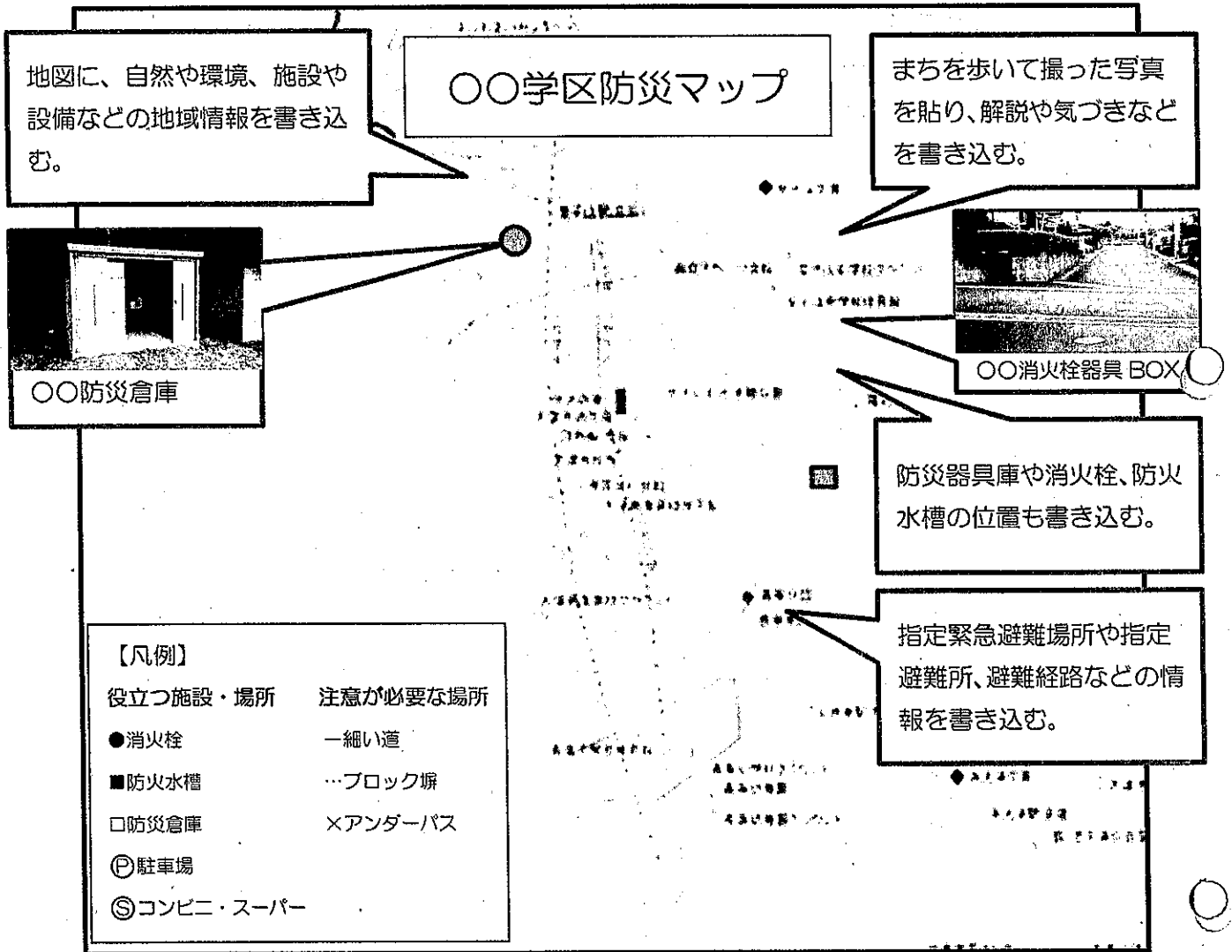
坂本学区人口統計表

町名	人口	世帯数	男性	女性
1丁目	1026	442	486	540
2丁目	1272	515	585	687
3丁目	2348	1001	1114	1234
4丁目	580	256	280	300
5丁目	659	347	301	358
6丁目	1567	725	760	807
7丁目	1680	767	826	854
8丁目	897	414	433	464
坂本本町	18	16	10	8

（平成29年2月1日現在人口）

(3) 防災マップ

坂本地域版防災マップを別紙に示します。



※地区の特性は、大津市防災マップ・カルテ、土砂災害ハザードマップも参考にしてください。

<http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/bosai/map/index.html>

最新の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定状況は、滋賀県のホームページで確認することができます。

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/sabo/06_hou/index.html

大津市ホームページで公表している「人口統計表」も参考にしてください。

<http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/tokei/tokei/jinko/1393651057079.html>

4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制（班編成）

防災活動に必要な班編成し、班別に平常時と災害時の役割を記載しました。

〔組織図・役割分担〕

班名	担当者 (団体名等)	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (学区災害対策本部)	〇〇〇〇 (〇〇会)	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇 (〇〇会)	啓発・広報 情報伝達方法の決定 連絡網の作成	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇 (〇〇会)	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出救護班	〇〇〇〇 (〇〇会)	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇 (〇〇会)	避難経路の点検 避難行動要支援者の支援体制の整備	住民の避難誘導 避難行動要支援者への支援
給食給水班	〇〇〇〇 (〇〇会)	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動

(2) 平常時の活動・事前の対策

住民、自主防災会が平常時に行う活動や、事前に行う対策などを記載しました。

- ・住民は、家具の転倒防止ができていないかどうかを確認し、固定金具や配置換えにより家具の転倒防止を行う。また、家庭内備蓄を行う（購入→備蓄→消費）
- ・住民は、家族で避難場所、避難所の確認を行う。
- ・自主防災会は、地震発生時の地域避難場所を決定して住民に周知を行う。
- ・自主防災会は地域行事や防災訓練時に災害対応資機材の整備及び使用方法の訓練を行う。
- ・自主防災会は、避難行動要支援者の名簿を活用し、支援者と支援方法を決定する。
- ・自主防災会は、緊急時の連絡網を作成する。

(3) 発災直前の活動（気象情報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

気象情報や市が発表する避難情報を基に、地区における警戒・避難体制は次の通りです。様々な情報媒体から一斉に情報伝達されますので、住民に伝わるよう各区内でも伝達方法を定めて下さい。

- ・住民は、台風や大雨が予想される場合、テレビ、ラジオ、防災メール等により気象情報を確認する。
- ・総務班は、市が避難情報【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）】を発令した場合、坂本学区自主防災会長の指示を受けて、地域住民に避難誘導班を通じて避難行動を促す。情報班は、連絡網等により避難に関する情報を住民に伝達する。
- ・避難誘導班は、坂本学区自主防災会長の指示を受け、拡声器を用いて避難情報等の広報を行うとともに、戸たたき等により住民の避難誘導を行う。

(4) 災害時の活動

地震が発生した時は、直ちに身を守る行動が必要不可欠です。自助、共助の役割を基に災害が発生した時の行動例を以下に決めました。避難所の開設・運営の方法については、「坂本学区避難所運営マニュアル」を作成して下さい。

ア 身の安全確保・家庭内の安全確保

- ・住民は、緊急地震速報が流れたら、あわてずに身の安全を守る行動（姿勢を低く、頭を守り、動かない）を揺れが収まるまで行う。被害が大きい場合には、揺れが収まり次第火元の安全を確認しガス元栓を閉じる。又電源ブレーカーを落とす。その後安否確認をする各区一時集合場所集合する。
- ・風水害や土砂災害は、災害発生前に安全な場所へ水平避難し、周囲が危険な状況になっている場合は垂直避難する。

イ 出火防止、初期消火

- ・火の勢いが弱い場合は、消火班を中心としてバケツリレーなど可能な範囲で初期消火を行う。
- ・火の勢いが強く危険な場合は、現場を離れて消防車の到着を待ち、消防団員、消防職員の指示に従う。

ウ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

- ・倒壊家屋等により住民の救出が必要な場合は、救出救護班を中心として救出用具を活用して可能な範囲で救出活動を行う。住民に負傷者がいる場合は応急処置を行う。
- ・避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要であれば避難支援を行う。

エ 情報収集・共有・伝達

- ・情報班は、テレビ、ラジオ、防災メール等により、気象情報等の情報収集を行う。
 - ・情報班は、支所等の公共機関からの情報を収集し、住民に伝達する。
 - ・被害情報や安否情報等は、学区災害対策本部で集約して情報の整理を行う。
-

オ 避難所運営、在宅避難者への支援、物資の仕分け、炊き出し

- ・避難所運営については、「坂本学区避難所運営マニュアル」に基づき行う。
- ・避難誘導班は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて学区災害対策本部、避難所運営委員会と協力して在宅避難者への支援を行う。

(5) 復旧・復興期の活動

地域として行える被災者へのフォロー等について。

- ・自主防災会は、避難所の掲示板等を活用して被災者支援等の情報の共有を行う。
- ・住民は、被災者に対して安定した生活が送れるようになるまで、住民同士で日常的な声かけ、挨拶、話し相手となり、地域コミュニティ全体での支援を行う。

(6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

日頃からどんな組織と連携するかを定めておきましょう。

- ・自主防災会は、消防分団と連携して防災資機材の点検や放水訓練を行う。
- ・自主防災会は、女性消防団、赤十字奉仕団等と炊き出しについて役割分担を予め調整し、訓練を行う。

5 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

日頃から様々な訓練を行うことが大切です。いつどのような訓練を行うかを決めました。

- ・毎年6月に坂本学区防災・避難訓練を実施する。
- ・毎年1回、各区自主防災会は個別訓練（避難訓練、避難所運営訓練、消火訓練、給水給食訓練、救命救護訓練、安否確認訓練、資機材取扱訓練など）を実施する。

(2) 防災意識の普及啓発

- ・地域の危険箇所、避難場所等について、年数回、各区自主防災会役員が集まって会議を行う。
- ・自分の身は自分で守るという事前の備えを住民に周知する。

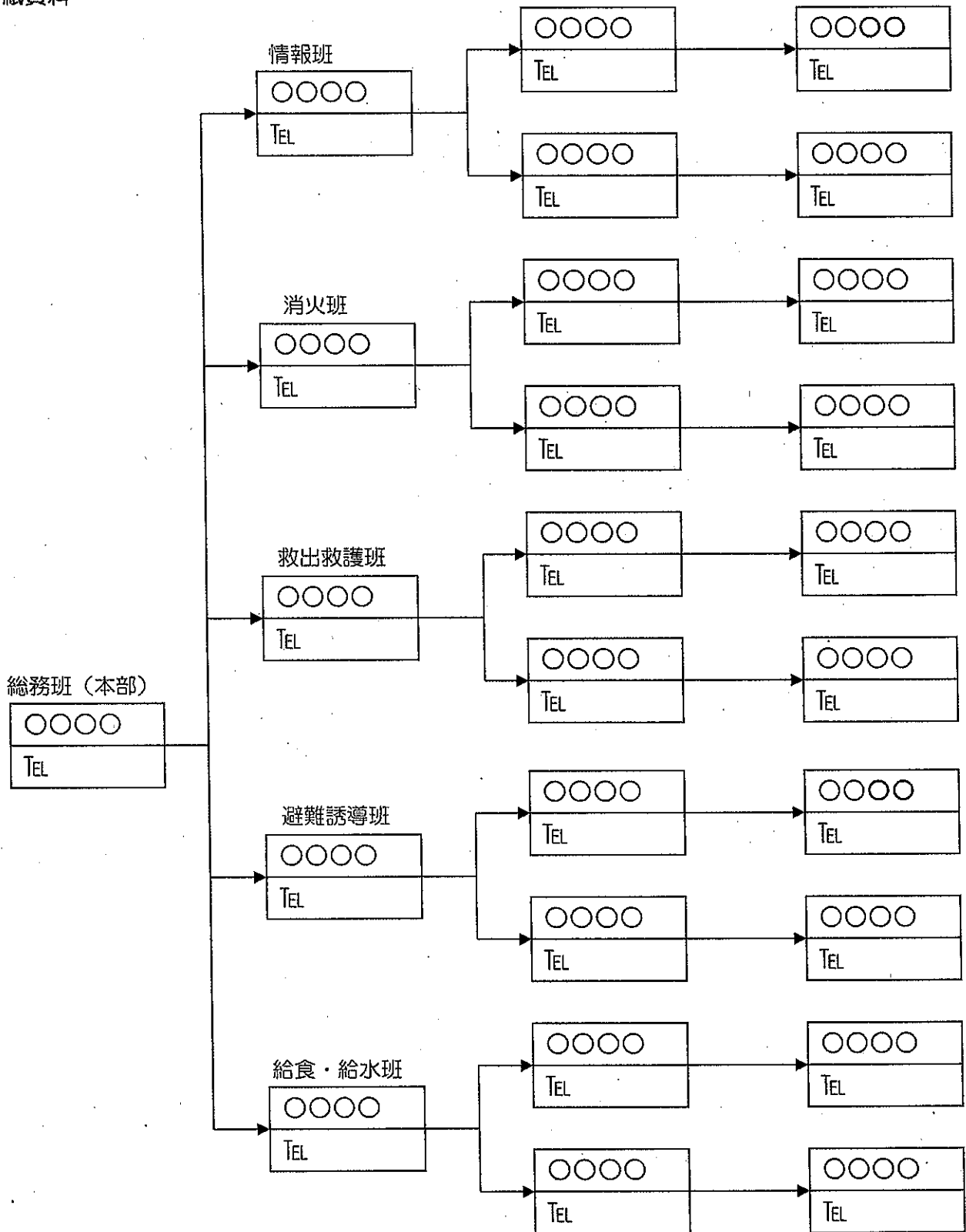
(3) 計画の見直し

- ・坂本学区防災計画、学区避難所運営マニュアルは、毎年3月末までに自主防災会役

員が1年間の訓練や活動実績を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行う。

資料1 地域の連絡網一覧

別紙資料



資料2 学区内避難場所等一覧

別紙資料

No.	区分	名称	所在地	電話	受入人数	災害種類
1	指定緊急避難場所	〇〇小学校グラウンド	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	地・土・水
2	指定緊急避難場所	〇〇小学校体育館	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	地・土・水
3	指定避難所	〇〇小学校体育館	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	—
4	福祉避難所	〇〇保育園	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	—
5	地域避難場所	〇〇自治会館駐車場	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	地・土・水
6	地域避難所	〇〇自治会館	〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇人	—

資料3 連絡先等

連絡先	名称	電話
官公庁	大津市役所	528-2616
	坂本支所	578-0015
	国土交通省琵琶湖河川事務所	546-0844
	滋賀県大津土木事務所	524-2812
警察・消防	大津警察署	522-1234
	大津北警察署	573-1234
	大津市消防局	522-0119
	西分署	
ライフライン	関西電力滋賀支店	522-2626
	大津市企業局（ガス漏れ）	523-1231
	大津市下水道管理課	528-2764
	NTT 西日本（故障受付）	113

資料4 学区防災倉庫一覧

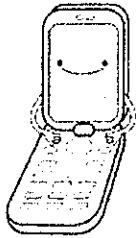
坂本学区自主防災倉庫（所在地 6丁目1番12号）

区分	品名	数量	備考
情報伝達用具	拡声器		
	トランシーバー		
消火用具	防災ヘルメット		
	消火バケツ		
	消火器		
救出用具	はしご		
	チェーンソー		
	救助用工具セット		
	ボルトクリッパー		
	リヤカー		
	油圧ジャッキ		
救護用具	救急セット		
	担架		
避難所運営用具	コードリール		
	投光器		
	発電機		
	釜		
	防災テント		
	毛布		
	簡易ベッド		
	車椅子		

大津市防災倉庫（坂本支所）

区分	品名	数量	備考
非常食	五目ご飯		
	クラッカー		
	えいようかん		
	わかめご飯		
	毛布		
衛生用品	大人用オムツ		
	子ども用オムツ		
	生理用品		
	簡易トイレ		
	簡易トイレ処理袋		

資料5 防災情報メール登録方法



大津市メール配信サービスをご利用ください

もしもに備えて
防災メールのご登録を！



大雨・洪水などの気象警報、土砂災害警戒情報



避難勧告・避難指示などの避難情報

など

携帯電話から登録します

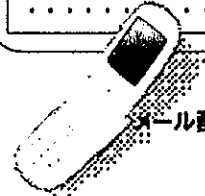
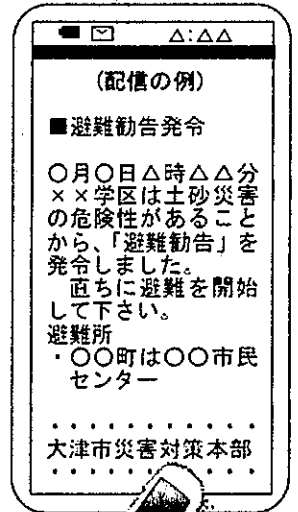


右図のQRコードを読み取るか、
次のアドレスに空メールを送信してください。

5520bou@wbi.jp



登録完了(*登録完了メールが届きます)



メール配信例

※注意事項

- 配信の登録・削除、メール受信にかかる通信料、パケット通信費は登録者の負担となります。
 - お届けするメールは情報発信のみで返信はできません。
 - メールアドレスを変更したときは再登録を行なってください。メールが配信されないアドレスは定期的に削除します。
 - 登録された個人情報はメール配信の目的以外に使用することはありません。登録時の情報は暗号化して送信されます。
- (※) 登録完了メールが届かない場合
- メールを受信制限をしている場合は、wbi.jp からのメールを受信可能にしてください。
- その他、ご不明な点については、各携帯電話の販売店に直接お問い合わせ下さい。



「しらがメール」もご利用ください。

気象警報・注意報情報や土砂災害警戒情報などの情報を、滋賀県が電子メールで配信しています。

配信希望の方は、右記のQRコードまたは下記のURLから登録画面に進んでください。

「<http://www.pref.shiga-info.jp>」



【問い合わせ先】

坂本学区自治連合会 事務局

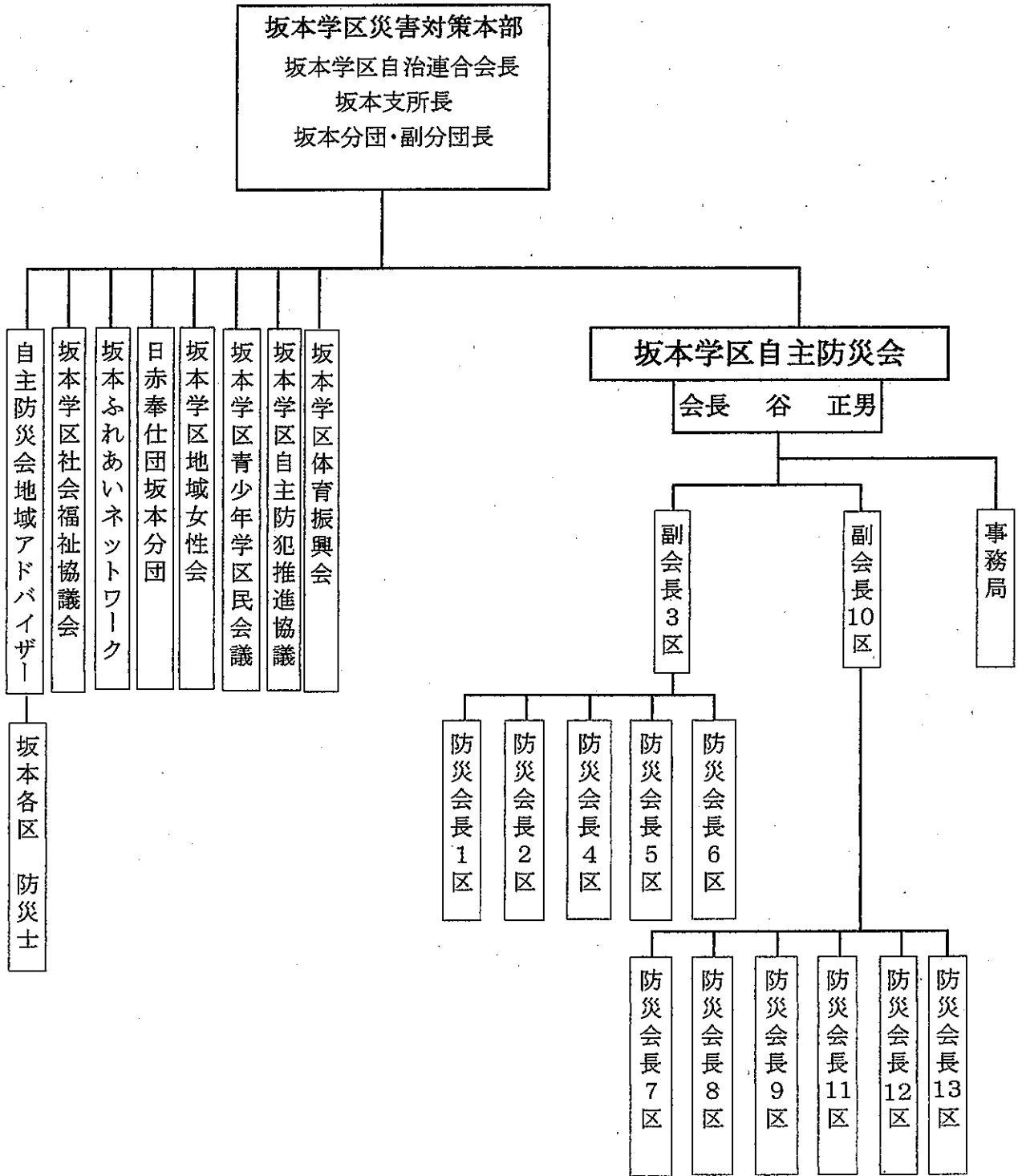
(坂本支所内)

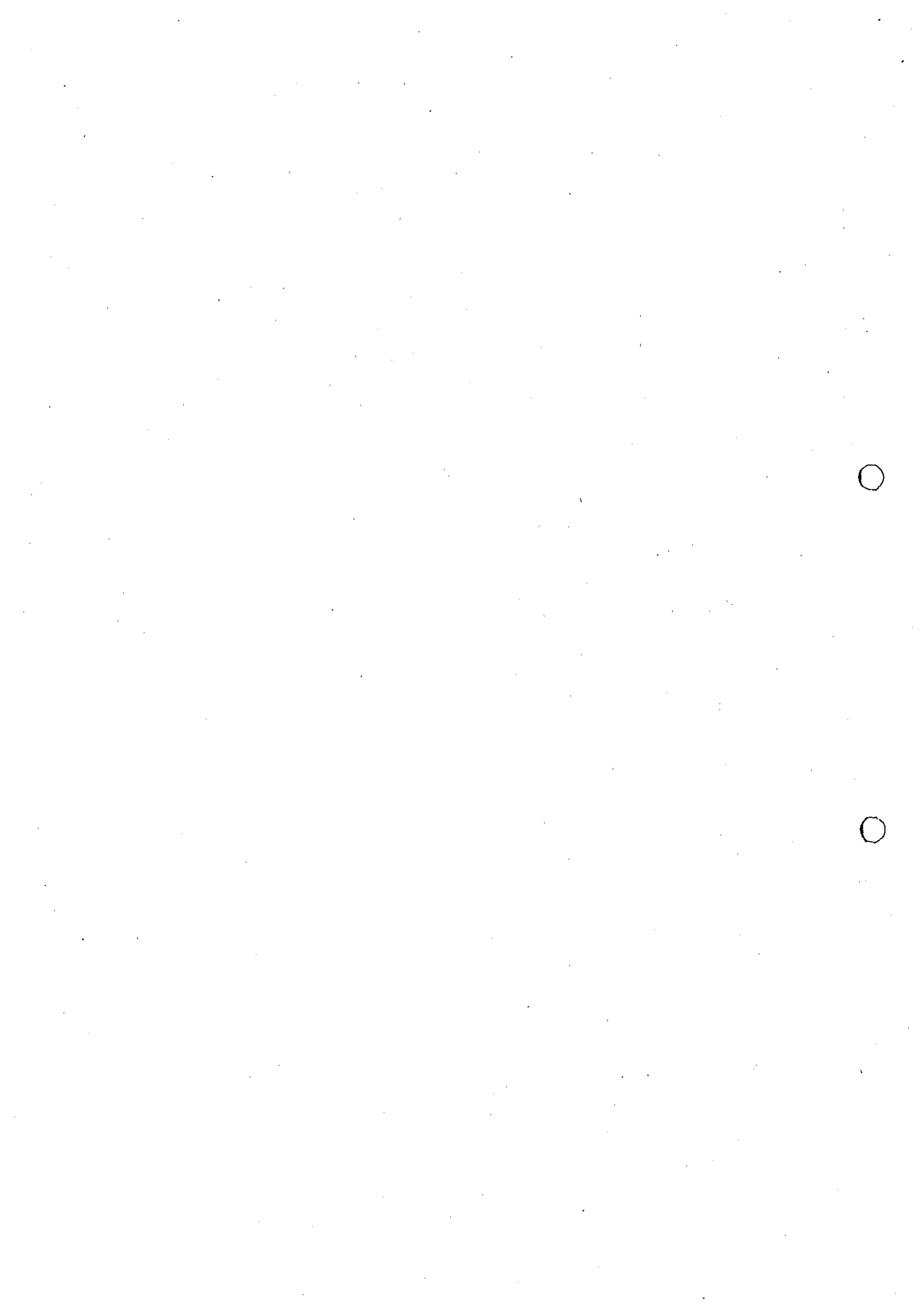
〒520-0113 大津市坂本6丁目1番12号

TEL 077-578-0015

FAX 077-578-0016

坂本学区災害対策本部設置・運営マニュアル





坂本学区自主防災会緊急連絡網

【平成29年度】

事務局長
山城 博夫
090-3169-9133

副会長
辻田 修治
090-9272-6546

副会長
山本 良治
090-7364-7960

本部長
谷 正男
090-3718-2194

	自主防災会長	☎
1区	西村 雅征	090-3651-6525
2区	佐々木 吉次	090-8930-6882
3区	※ 辻田 修治	090-9272-6546
4区	中嶋 秀司	070-6924-7434
5区	上田 萬年	090-5130-1923
6区	水尾 寂芳	090-7350-8638
7区	山口 洋右	090-2118-0282
8区	山田 泉	090-2706-2505
9区	山本 光春	090-1670-5129
10区	※ 山本 良治	090-7364-7960
11区	荒川 正巳	077-578-2444
12区	岩谷 宏一	090-2592-6656
13区	小口 眞司	090-8702-9903

坂本各団体組織	会 長	☎
坂本学区体育振興会	田中 達雄	090-8123-6315
坂本学区自主防犯推進協議会	富田 和男	090-2013-3082
坂本学区青少年学区区民会議	川島 和夫	077-578-5110
坂本学区地域女性会	田村 一美	077-578-0819
日赤奉仕団坂本分団	大原 笑子	077-579-0538
坂本ふれあいネットワーク		
坂本学区社会福祉協議会	前阪 良憲	077-578-0044
自主防災会地域アドバイザー	藤本 彰	077-579-1245

各区防災士





阪本学区自主防災会

【平成29年度】

